

監査公告第9号

定期監査結果に基づき総務部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、総務部から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和5年11月29日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

総務部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・ 準公金の取扱いについて、次のとおり意見を付す。

市が財政的援助を行い且つ職員が事務局を担っている任意団体について出納簿や収支決算書の作成、収支決算の監査など準公金を適切に扱うために必要なことが行われていないものがある。任意団体の安易な会計経理は内部統制の観点からも多くのリスクが生じる原因となり放置できるものではない。市として任意団体に対し規約の整備、チェック体制の強化など必要な対応を行うよう指導されたい。

対 応

令和5年11月6日付事務連絡により、各部局あてに以下の通り対応するよう要請しました。

1. 監査役の指定や経費、決算についてなど、会計管理に必要な事項を規約等により定めること
2. 出納簿を備えること
3. 決算書を作成すること
4. 上記1～3について、特段の理由がある場合を除き、令和5年度執行分より対応すること

今後は、準公金が明瞭な会計経理により管理されるよう、各団体に対し必要に応じて指導や助言を行ってまいります。